

**平成 28 年度□(公財)浦上食品・食文化振興財団□**  
**□学術研究助成□募集要領□**

1. 助成の趣旨

- ・ 本財団は、食品の生産・加工及び安全性等に関する研究・調査並びに食文化に関する教育及び普及啓発活動を促進することにより、食品産業及び食文化の発展と食生活の向上・安定に資することを目的として 1986 年 4 月に設立されました。
- ・ 本年度は、前年度に引き続き食品の生産・加工及び安全性等に関する研究を行っている大学等の研究機関に対し、研究助成事業を行い、食品・食文化の研究促進に役立ちたいと考えています。

2. 研究課題・・・・・・・・※申請書に(1)～(5)の分類番号を明記してください。(必須)・

- (1)・ 食品加工技術に関する研究・
- (2)・ 食品と健康に関する研究（＝「香辛料」を研究材料にするものは(3)とすること。）・
- (3)・ 香辛料食品に関する研究（＝「香辛料」を研究材料にするものすべてが該当します。）・
- (4)・ 食嗜好に関する研究・
- (5)・ 食品の安全性に関する研究・

3. 研究助成の対象者

- ・ 原則として上記「2.研究課題」に掲げた課題の研究を日本国内で行っている研究者又はそのグループとします。

4. 交付要件

- (1)・申請課題について、他の機関から助成を重複して受けていないこと(除、科研費)。
- (2)・研究内容については、創造的、先進的であり、その研究の成果が広く学術研究等に資することが期待できること。
- (3)・助成金の交付により著しく研究の成果が得られるものであること。
- (4)・助成金を必要とする研究の計画と費用の合理性があること。
- (5)・本研究又は調査の結果は、本財団所定の様式による研究報告書にとりまとめ提出するとともに本財団の事業として公表することをご了承のこと。
- (6)・本財団所定の様式による申請であること、申請書には助成を希望する研究課題、ねらい、計画・手法、所要経費、研究体制等必要事項が明示されていること。

5. 研究助成額等

- (1) 研究助成額は 1 課題につき 300 万円を限度として、研究計画等を選考委員会において審査のうえ本財団が決定します。
- (2) 原則として上記「2.研究課題」のジャンルごとにそれぞれ 1～3 件採用する予定です。

## 6. 研究期間

- ・ 平成 28 年 10 月から 29 年 3 月までの間に研究を開始すること・  
研究期間は 12 ヶ月程度（必要に応じて 13～24 ヶ月についても採用することがあります。）・

## 7. 申請手続き及び受付期間

### 〔申請受付期間〕

平成 28 年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日まで・

### 〔申請手続き〕

本財団のホームページの研究助成申請用ページの申請フォームに必要事項をご記入ください。申請用のフォームは 5 月 20 日ごろに財団ホームページにアップする予定です。また、募集要領並びに記載要領を逸脱したものについては申請を受理しない場合があります。・

- (1) 申請書類は返却しません。・
- (2) いただいた個人情報、研究助成に関する事業及び、財団が行う事業に資する場合にのみ使用します。申請書の記載事項のうち、個人情報とは自宅など研究機関以外の住所、電話番号及び年齢であり、それ以外は公開することがあります。・

## 9. 選考決定通知

- ・ 採用された方には 9 月中旬にご通知する予定です。・

## 10. 贈呈式・助成金交付予定

- ・ 贈呈式は 10 月中旬東京において開催されます。贈呈式とともに研究助成事業に関する事務書類・手続きの説明会がございますので、原則として助成対象になられた研究代表者の方に出席していただきます。・

また、助成金の交付は贈呈式及び説明会終了後、必要書類が整い次第、研究の実施に支障のないよう配慮して交付いたします。・

## 11. 研究結果等の報告

- ・ 研究期間終了後原則として 30 日以内に本財団所定様式による以下の 2 点を財団ホームページに用意する助成対象者用ページにアップしていただきます。財団の確認後、印刷・押印の上で郵送にてのご提出もしていただきます。なお、研究報告書の提出が大幅に遅延し、又は当該申請書の内容とかい離している場合、並びに会計処理等に不合理があったと認められる場合は、助成金の一部又は全部の返却を求めることがあります。・

① 研究報告書・1 部・

② 会計報告書・1 部・

- ・ （研究報告書提出後、当財団による現地調査を行うことがあります。）・

【お問い合わせ先】・

財団 HP のお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

お知らせ

- ・当財団では研究助成事業に賛同される方の寄付金を募っています。
- ・当財団は公益財団法人として「特定公益増進法人」の認定を受けていますので、寄付金は税法上の優遇措置が受けられます。